

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第88回 シンポジウム「自衛隊の現状と9条改正」について

憲法問題対策センター委員 石原 修 (39期)

当会は、昨年12月22日、日弁連、一弁、二弁の共催を得てシンポジウム「自衛隊の現状と9条改正」を開催しました。昨年3月、自民党憲法改正推進本部が発表し党大会で承認された憲法改正「条文イメージ（叩き台素案）」では、特に9条関連において9条1項2項は維持しつつ、9条の2として「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。…」という改正案が示され、その改正案が国会の憲法審査会に提示されようとしている中、憲法に書き込もうとされている自衛隊とはどのような実力組織で、特に安保関連法が成立した後の自衛隊の最新の実態はどのようなものなのか、そのような自衛隊を前提にした自民党憲法改正案「9条の2」は、どのような意味も持ち、どのような事態をもたらすのでしょうか。

まず東京新聞論説兼編集委員半田滋氏に「安保体制下の自衛隊」について基調講演をしていただきました。半田氏は、2014年7月1日の閣議決定、その後の安全保障関連法により、それまでの自衛権行使の3要件が武力行使の3要件に置き換わったこと、憲法に自衛隊を明記することにより、違憲との批判が強い安全保障関連法を改定された憲法によって合憲とし、次の段階では自衛隊を「軍隊」つまり制限のないフルスペックの集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏み切ることにより、集団的自衛権行使など事実上の軍隊としての活動が拡大し、隊員数を確保するために徴兵制を採用され、予算が増額され、今でさえ怪しい文民統制が後退し、米軍との共同行動が増加する恐れがあると指摘しました。

これを受けて「憲法に自衛隊？自衛の措置？自民党憲法改正案第9条の2は何をもたらすのか」と題する



パネルディスカッションが、伊藤真会員、西田美樹会員という2名のコーディネーターの下で、東京大学法学部教授石川健治氏、評論家天木直人氏及び半田氏をパネリストとして迎えて進められました。

石川氏は、憲法9条は「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者」としている点は、内閣の閣議決定をも必要としない、まさに明治憲法の統帥権条項の復活であると指摘し、天木氏は、憲法9条は一字たりとも変えてはならず、世界に誇れる日本のアセットであり、権力者のエゴにより犠牲を被るのは国民であると指摘しました。また半田氏は、世論調査では、国民は災害時には自衛隊を最も必要としていること、石川氏は9条による財政的統制力も重要であること、そして70年間9条をそのままの形で持ち続けてきた力は、立憲主義を支えていく力となっていくと結びました。

また、アトラクションとして、昨年の日弁連が憲法詩（ポエム）を募集した「憲法を詩おうコンテスト」の金賞作品（小学生以下の部、中学高校生の部、大学生・社会人の部）の各朗読と、大賞作品「わたしのねがい」（茨城県7歳）に谷川賢作氏が作曲し、谷川俊太郎などの現代詩をうたうバンドDiVaによる昨年12月1日の授賞式での演奏を上映しました。ウェブサイトからCD音源、演奏映像及び楽譜にアクセスできます。まずはお聞きください。<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2018/181030.html>